

姫川源流鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

姫川鳥獣保護区姫川特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

別図のとおり

(3) 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで（10年間）

(4) 土地の面積及び水面の面積

15ha（内水面0ha）

2 特別保護地区の保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該地は、白馬村の最南端姫川源流域に位置し、清冽な水が大量に湧き出て、河川が発する貴重な自然を擁し、周辺の森林とともに鳥獣の生息地として重要な地域であり、付近を餌場としている鳥獣類も数多くいることから、野生鳥獣との共存を考える環境学習の場として、普及啓発上重要な地域である。

このことから、当該地区は姫川源流鳥獣保護区の中でも貴重植物、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、貴重植物の保護、多様な鳥獣の生息域の確保を図るものである。

(3) 保護管理方針

- ・定期的に巡視を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・源流、湿原、林地等の植物の自生地、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・鳥獣類の生息、植物類の保護に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。

(4) 他の法令（条例を含む）による規制区域

長野県自然環境保全条例による地域 15ha（特別地区 15ha）
（姫川源流県自然環境保全地域）

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

長野県北安曇郡白馬村の最南端にある姫川源流に位置している。

イ 地形、地質等

標高 700m にあり、姫川の源流となっている。

ウ 植物相の概要

林相は、スギの人工林の中にナラ類の広葉樹が点在しており、湿原周辺には
亜高山帯から高山帯にかけて生息する湿原植物が生育している。

エ 動物相の概要

鳥類は、ムクドリ、キセキレイなど人の生活圏に近い場所で生息しているもの
が多く、獣類は、タヌキ、キツネ、ノウサギといった小型哺乳類が生息して
いる。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ニュウナイスズメ、ムクドリ、キセキレイ、ヤマガラ、シジュウカラ、ツバ
メ、ホウジロ、ヤマガラ、シジュウカラ、カワラヒワ、オオルリ

イ 獣類

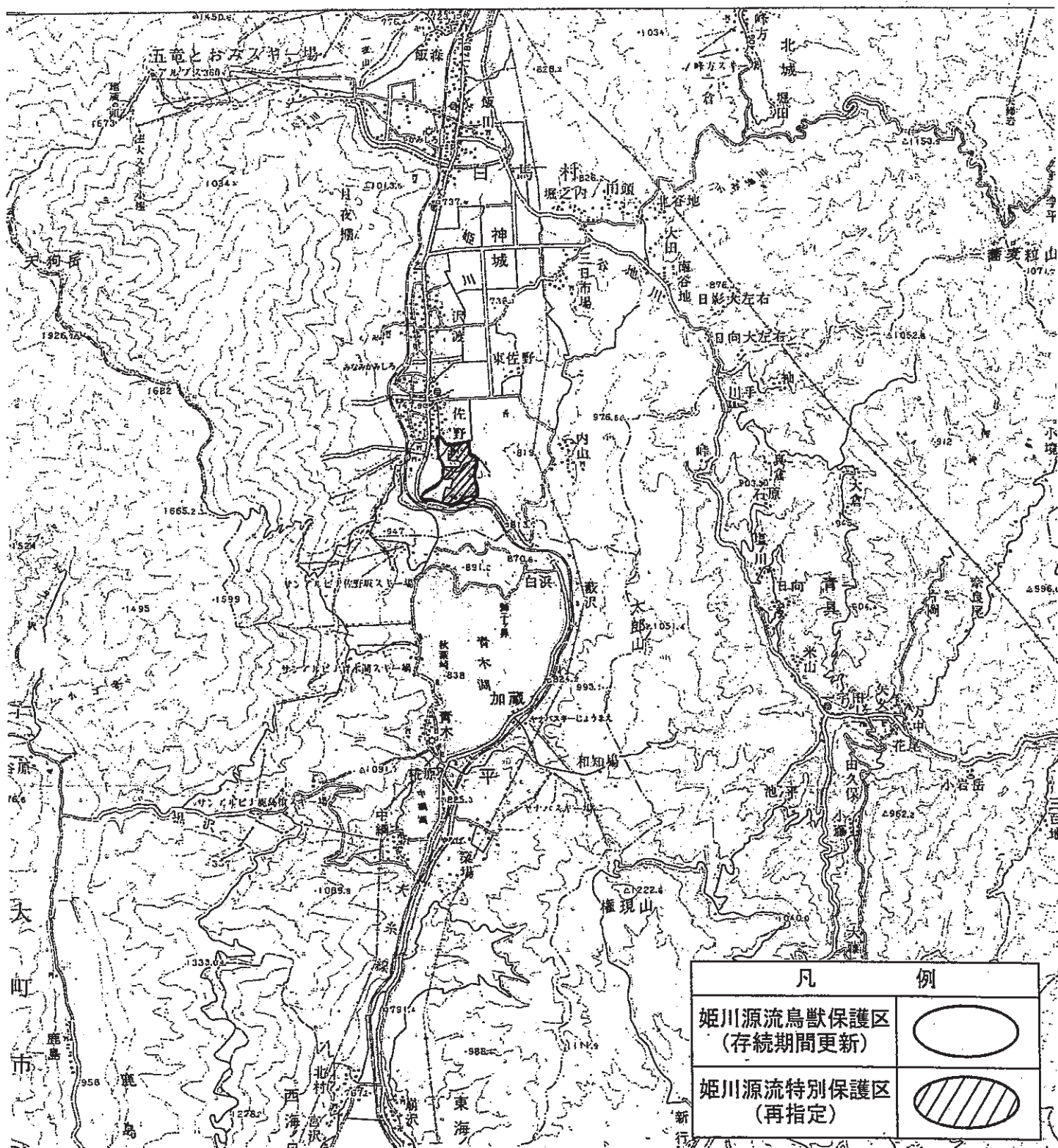
○タヌキ、ノウサギ、テン、キツネ、ニホンリス、ヤマネ（天然記念物）

※当該地域で一般的に見られる鳥獣の種名には○印を付す。

※法第 7 条第 5 項第 1 号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥
獣及び天然記念物に指定された鳥獣が生息しているときは、その種名を漏れな
く記載することとし、当該種名には、アンダーラインを引く。

姫川源流鳥獣保護区 姫川源流特別保護地区 位置図

(縮尺=1:50,000)



姫川源流鳥獣保護区 姫川源流特別保護地区 区域説明図

(縮尺=1:5000)

